

2013(平成 25)年 3 月 1 1 日

京都府知事 山田啓二 様

宇治・世界遺産を守る会
代表世話人 須田 稔
宇治・防災を考える市民の会
代表 志岐常正

京都府立宇治公園のサクラなどの樹木大量伐採事件をはじめとする
塔の島大改変工事についてご見解をお知らせくださいますようお願いいたします

貴職におかれましてはますますご清祥のことと存じます。

昨年 12 月、府立宇治公園内のサクラ 145 本の内 59 本が伐採されました。来年度さらに 65 本を伐採すると報道されています。

加えて、イロハモミジ 35 本中 31 本、ケヤキ 11 本全て、クロマツ 111 本中 60 本を伐採する予定とのことです。

塔の島（塔の川左岸）では、護岸周辺の樹木は伐採することなく護岸改修工事が行われていますから、わたしたち市民と観光客は、一体どういう計画で護岸改修工事が行われるのか、樹木伐採が何故必要なのか、景観破壊をどう考えているのか、そもそも、これほど大量の伐採は、何処が計画し、誰が許可したのか、疑問いっぱい、愛惜と立腹と抗議と祈願で春を迎えようとしています。

簡条書きで質問します。

1. 1997 年、「河川法」が改正され、この法の目的に、治水に加えて河川環境の整備と保全が謳われました。2003 年、国交省は「美しい国づくり大綱」を策定、「国土を国民一人一人の資産」とし、「優れた景観の保全は行政と国民の責務」とし、歴史的景観・自然景観地域での公共事業は「景観への影響に特段の配慮」「事業実施の是非、工法等について慎重な検討」が必要と謳いました。

2003 年、宇治市は「市都市景観形成基本計画」を策定、「世界遺産平等院と宇治上神社、その間を流れる宇治川流域一帯の景観を宇治市民のシンボル」と位置づけ、「都市計画マスタープラン」で、「宇治川や世界遺産及びその周辺一帯を宇治市のシンボル景観として位置づけ、保存・継承」と規定、09 年 2 月、国はこの区域を文化財法に基づいて「重要文化的景観」に選定しました。

2007（平成 19）年 11 月、京都府の都市計画マスタープランの「宇治都市計画一都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、「宇治川、木津川については、自然環境の骨格的な施設として位置づけ保全を図る」と記し、河川の基本方針で「総合的な治水対策を河川整備計画などに基づき進める」、併せて「水辺環境の保全に努めるとともに、景観等に配慮して

良好な水辺空間の創出を図る」とし、整備方針で「河川環境の整備・保全については、景観に配慮した宇治川改修などの都市河川の環境保全を図る」としています。

上記の事実についてどのような認識をお持ちですか。

2. この京都府立宇治公園は、両世界遺産のバッファゾーンに位置し、「宇治特別風致地区」であり、「琵琶湖国定公園特別地域」でもあります。このことに関してどのような認識をお持ちですか。
3. 今回の府立宇治公園の樹木大量伐採で、知事は事前に通告を受けておられましたか。もしそうなら、どう対応なさいましたか。文書があればお示し下さい。知事にとっても想定外の今回の事態であるとするなら、淀川河川事務所はどう対処なさいますか。
4. 今回の改修工事で、現状は宇治川本流側に人が降りない、あるいは降ろさない形状を改変して、本流側に人を下ろす計画がなされています。これは宇治川の本流側は危険で、塔の川の方は比較的安全という宇治川塔の島地区の特性をまったく無視した非常に危険な計画といえます。

来園者の安全利用に責任をもつ府立公園管理者として、どのように認識しどのように検討されていますか。どのような具体的な安全対策を考えておられるのですか、明示して下さい。

5. 公園管理者として、公園を日々利用する府民に対して塔の島を大改変する工事計画について、説明が必要と思いますが、どのようにお考えになられますか。

以上の質問にたいして、3月25日までに、お答えいただきますようお願いいたします。

以上

宇治・世界遺産を守る会

〒611-0033

宇治市大久保町北ノ山11-1 藪田秀雄方

Tel & Fax 0774-48-2472

e-mail Hideo.Yabuta@mc2.seikyou.ne.jp

宇治・防災を考える市民の会

〒611-0021

宇治市宇治下居4-7 京都建築労働組合宇治支部方

Tel 0774-24-2223